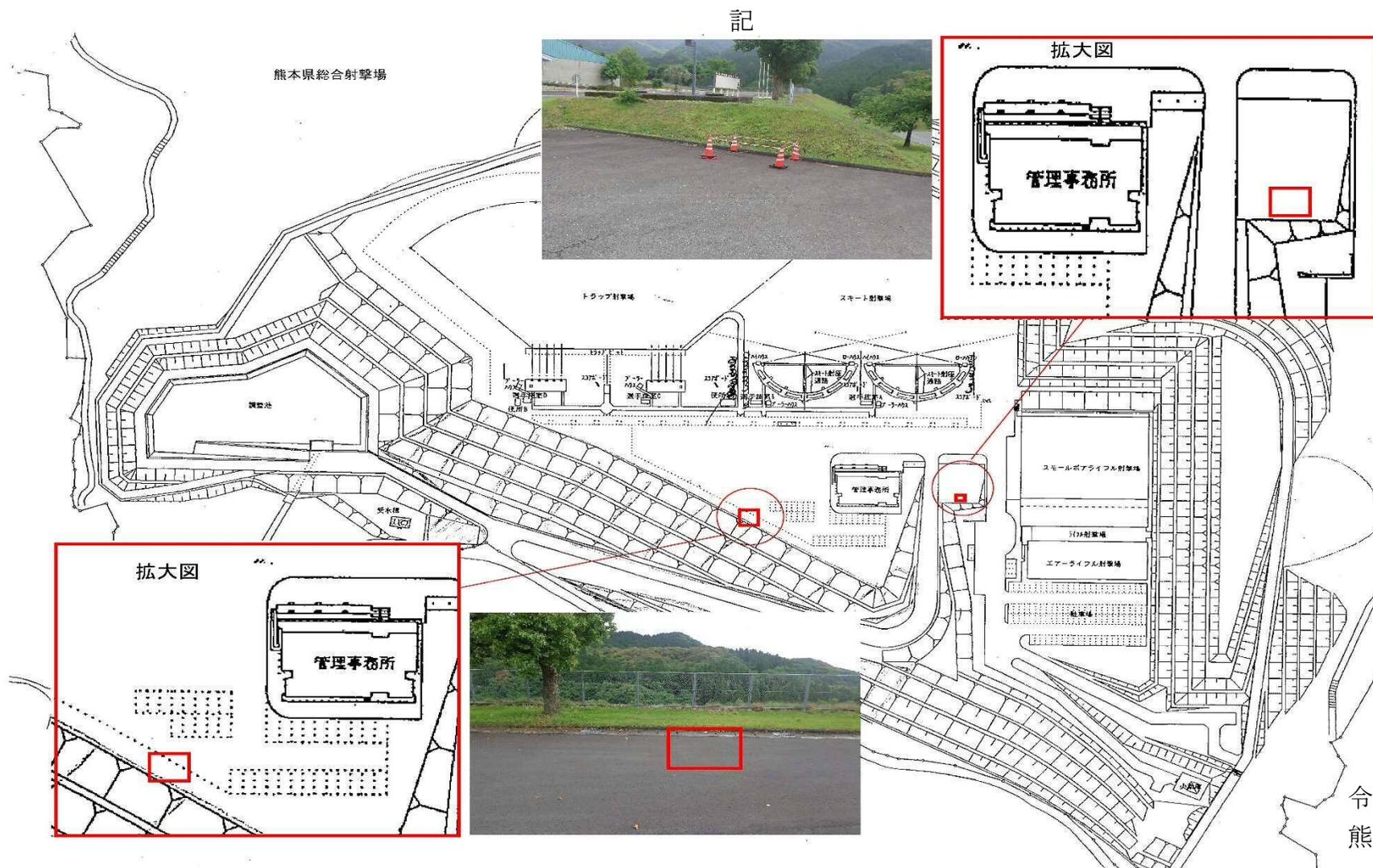


熊本県における受動喫煙防止対策について

熊本県の施設については、令和元年7月1日から原則敷地内禁煙となります。

ただし、「熊本県総合射撃場」では、施設利用者への配慮や、敷地外喫煙による近隣住民等への迷惑を防止する観点から、健康増進法で定める受動喫煙防止のため必要な措置を踏まえ、下記の2箇所を喫煙所とします。なお、電子タバコも同様の扱いとなります。

何卒、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



令和元年6月10日
熊本県総合射撃場